



伝統の継承と、たゆまぬ挑戦が生み出す革新。それが三重ブランドです。

『三重ブランド認定制度』 をご存じですか

ひよ
豊富な幸をもたらす海と肥沃な大地を持つ三重県は、自然からの授かりものと伝統ある文化・歴史に恵まれ、人々をひきつける魅力ある地として発展してきました。

三重ブランドには、自然との共存を図りながら、その力を引き出す知恵、すなわち「自然を生かす技術（人と自然の力）」が脈づいています。

三重ブランド認定制度とは

三重県の豊かな自然・伝統など、地域の特性を生かした生産物のなかから、特に優れた県産品と生産者を三重ブランドとして認定しています。

平成14（2002）年3月に全国的に知名度の高い5品目を三重ブランドとして認定して以降、13品目を新たに認定しました。

現在の認定件数は18品目・38事業者となっています。

制度の目的

認定事業者と県が連携して、情報発信することにより、三重県の知名度を向上させるだけでなく、ブランド化に取り組む気運を醸成し、地域経済を活性化することをめざしています。

認定のプロセス

事業者からの申請を受け、有識者で構成される「三重ブランド認定委員会」による、「書類審査」「現地調査」「プレゼンテーション審査」を経て、知事が認定します。

認定基準

自然や伝統を守り育み、自然との共生、共存を図りながら自然を引き出す知恵、すなわち、「自然を生かす技術（人と自然の力）」をコンセプトに、5つの認定基準に照らして厳しく審査しています。

高い信頼性の確保

事業者と県産品をセットで認定することで責任の所在をはっきりさせ、信頼性を確保しています。

三重ブランド 5つの 認定基準

三重県の自然を生かした技があります。

● 事業者ごとに
ブランド認定しています。

● 地域ブランドのモデルとして
発信します。

1 コンセプト (30点)

- 自然を生かす技術
- 三重県を連想させる取り組みや物語

2 独自性 主体性 (20点)

- ブランド作りの方向性が明確
- 優位性
- 独自性

3 信頼性 (20点)

- 品質の維持・向上に関する取り組み
- 消費者の信頼性を確保する取り組み

4 市場性 (20点)

- 取引先からの評価
- 販売体制

5 将来性 (10点)

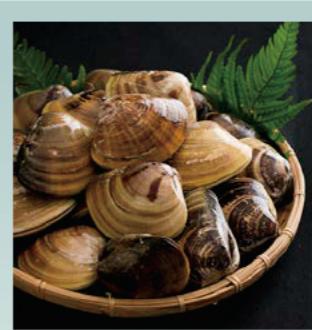
- ブランド化に対する継続した意志と取り組み・計画

三重ブランド認定品の紹介



平成29・30（2017・2018）年 新規認定品目

桑名のはまぐり



木曾三川の干潟で育まれる桑名のはまぐり。一時は漁獲量が激減しましたが、種苗生産や干潟の復活などの努力により回復しました。甘みと旨みをぎゅっと閉じ込めた身は、海・山・川の自然の恵みと漁師の想いの結晶です。

伊勢たくあん



白くて長い御園大根をはさ掛けにして天日に干し、米ぬか・柿の皮・なすの葉など天然素材のみでじっくり発酵・熟成させます。歯ごたえと風味の良さは、かたくなに守り続けてきた伝統製法の賜物です。

青さのり



一級河川の流れ込む伊勢湾、リアス海岸が広がる鳥羽南部から東紀州北部の沿岸部で育つ青さのり。三重県ならではの地形と自然、生産者の技術と努力により日本一の生産量を誇ります。

ネットワークで県内外・世界に魅力を発信！

三重ブランド認定申請にチャレンジしませんか？

三重県の誇りとして、県民に愛される三重ブランドに

これまで、三重県フェアの開催などにより、首都圏を中心に、三重ブランドの魅力を発信してきました。これらの取り組みの成果として、認定品の販売実績は年々拡大しています。

今後も、大都市圏での情報発信に取り組んでいくとともに、三重県での認知度向上を図るために、県内のホテル・飲食店等との連携を促進していきます。

三重ブランドネットワークの構築で情報発信力を強化

これまでのように、認定事業者が個別に認定品の情報を発信するだけではなく、個々の認定品が持つ魅力を掛け合わせて情報発信することにより、広がりを持たせていきます。

そのため、三重ブランド認定事業者が相互に連携して情報発信を行う機会を創出し、三重ブランドネットワークの構築を進めています。



ブランド化を推進するため、人材育成事業を実施します

2019年度の新規事業として、ブランド化をめざす事業者の育成に取り組みます。フードビジネスをリードするコーディネーター等を講師として招き、現地研修や首都圏等でのマーケティング研修を実施する予定です。

研修受講者の募集は、4月以降に開始しますので、ご関心のある方は、以下の問い合わせ先までご連絡ください。

2019年度 認定申請募集のお知らせ

2019年度の認定申請募集は、2019年6月に開始する予定です。申請書の書き方などをサポートいたしますので、申請を希望される方は、お気軽にご相談ください。

【募集期間】 2019年6月募集開始、9月締切（予定）

【認定対象】 原則として三重県内で生産または製造された県産品とその生産者の方

【申請資格】 農業、林業、漁業もしくは製造業を営む個人、法人またはこれを営むもので組織される法人もしくは団体であって、原則として県内に主たる事業所を有し、かつ三重県が賦課徴収するすべての税と消費税及び地方税に滞納がない方



問い合わせ先

三重県 農林水産部 フードイノベーション課

TEL 059-224-2395

FAX 059-224-2521

✉ foods@pref.mie.lg.jp

三重ブランド

検索